

改正貨物自動車事業法

～元請から実運送を行う事業者に至るまでの正確な伝達技極める～

第213回国会で成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法を一部改正する法律(令和6年法律第23号)」の施行に伴い義務化された“実運送体制管理簿の作成と保管”を、 を起点にしてまとめました。

荷主※1から貨物運送事業者※2(以降TSKとする。)として仕事(以降QUNとする。)を受けた。

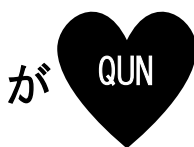
※1 真荷主のこと(自らの事業に関して運送契約を締結し、貨物運送を委託する貨物運送事業者以外のもの)

※2 荷主から貨物利用運送事業者(☆)として委託されている場合

【この場合は、潮田運送が元請となり、実運送体制管理簿を作成することになります。】



元請け

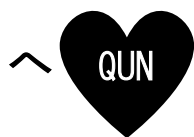


を自社でなく協力会社に運送を依頼することにした。

☑元請け(TSK)は実運送体制管理簿作成担当(義務)
☑下請け情報の通知【元請け(TSK)連絡先、真荷主の名称、委託請負回数】



一次下請け



を依頼したが、更に協力会社の柏木運送へ依頼した。

☑情報の通知【元請け(TSK)連絡先、真荷主の名称、請負回数(潮田運送は1次)】



二次下請け

は、潮田運送に依頼された



を、運んだ。
実運送後TSK(元請け)へ実運送事業者情報※を通知した。

実運送事業者名(柏木運輸)、請負回数(2次)、運行詳細(区間や内容等)



元請け

は、柏木運輸からの実運送事業者情報を閲覧請求に応えられるように整理して保管する。

(実運送事業者名、請負階層、運行詳細)を3つセットで運送毎に保管しましょう。

改正貨物自動車運送事業法 Q & A

実運送記録簿の深掘りはこちらをクリックするかQR読み込みでご確認下さい。



【関連法令等】

・改正貨物自動車運送事業法 第24条の5 関係「実運送体制管理簿の作成・保存義務関係」

